第 1616 号

(2-2)



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 8月 7日 月曜日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

発行所

株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## 4 介護保険と医療費控除

( : 介護保険関連の通達が公表されたよう ですが、内容を教えてください。

A:介護サービス費について医療費控除の 取扱いが明らかにされています。

## 【解説】

介護保険法が施行されてから4か月が経過 して、費用の支払いもすでに始まっています が、国税庁ではこのほど、老人福祉施設のサ ービスと居宅サービスの対価に係る医療費控 除の取扱いなどを明らかにした通達を公表し ました。

今回公表された通達では、まず、要介護度 1~5の認定を受けた者が指定介護老人福祉 施設(特別養護老人ホーム)に入所した場合、 介護費と食費の自己負担額のそれぞれ2分の 1に相当する金額が医療費控除の対象となる ことが明らかにされています。

また、居宅サービスでは、訪問看護等と、 それらとセットで行われるサービス費につい てが医療費控除の対象となることが示されて います。具体的には、訪問看護、訪問リハビ リテーション、居宅療養管理指導、通所リハ ビリテーション、短期入所療養介護の5種類 の居宅サービスの対価である介護保険料の自 己負担部分が医療費控除の対象になります。 これら5種類のサービスとセットで計画され た訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期 入所生活介護の4種類の居宅サービスについ ても医療費控除の対象となります。ちなみに、 訪問介護等のサービスだけを受ける場合には、 医療費控除の対象にはなりません。







